VI 関 係 資 料

島根県雇用対策計画〈R7~R11 年度〉の概要

1. 計画の趣旨

「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向けて、地域の産業を支える人材の 確保・育成・定着を進めるため、「島根創生計画」を踏まえ、取り組む事業を体系的にとりまとめて策定

2. 背景

- ・少子高齢化による生産年齢人口減少の一層の深刻化
- ・若年者の進学・就職による県外流出
- ・県内有効求人倍率は、近年1.4~1.5倍程度で推移
- ・新卒者の就職後3年以内の離職率は、3割を超える水準で推移
- ・県内の実質賃金は減少傾向にあり、また、都市部との格差が拡大している

3. 課題

- ・第一期島根県雇用対策計画 (R2~R6) により、各施策に取り組んできたが、 人口減少や少子高齢化が進む中で、依然として労働力不足といった構造的課題は継続している
- ・人材不足が加速する状況において、人材確保の取組に合わせて、業務の省力化への取組も求められる
- ・引き続き、若者の県内就職促進、多様な就業の支援、安心して働ける魅力ある職場づくり等が必要

4. 施策の方向性と主な取組

施策の方向性

1. 若者の県内就職の促進

- (1) 学校と地域の協働による人づくり
 - 学校と地域の連携、協働の推進
 - ・地域資源を活用した特色ある教育の推進
 - ・島根を愛する多様な人づくり
 - 高大連携の推進
 - ・県内高等教育機関での人づくり

(2) 高校生・専修学校生・大学生等の県内就職の促進

- ・県内企業を知る機会の創出
- ・インターンシップ・仕事体験等の促進
- ・大学等と県内企業との交流拡大
- ・県内への就職活動の負担軽減
- ・保護者に向けた県内企業の魅力発信

(3)企業の採用力の強化

- ・企業の採用力向上に向けた支援
- ・インターンシップ、仕事体験等の実施の支援

2. 多様な就業の支援

- (1)女性の就業支援
 - ・女性の多様な働き方の支援

(2) 高齢者、障がい者、若年無業者等の就業支援

- 高齢者の地域での活躍促進
- ・障がい者が活躍できる就労の促進
- 若年無業者等に対する就業支援

(3) 社会人のUIターン人材の確保や専門人材・ 外国人材の活用

- ・Uターン・Iターンの促進、専門人材の活用支援
- ・外国人を雇用する事業者等への支援

3. 魅力ある働きやすい職場づくり

- (1) 魅力ある職場環境の整備と人材の定着支援
 - ・魅力ある職場づくりに取り組む企業等への支援
 - 人材育成等の支援
 - ・多様な働き方を選択、実現できる職場づくりの支援
 - 労働者への相談対応

(2) 在職者の新たな学びとスキルアップへの支援

- 研修等機会の充実
- 技能の振興

4. 地域の産業を支える人材の育成

- (1) 若者の職業能力開発等(キャリア教育支援)
 - ・教育機関でのキャリア教育・人材育成
 - ・職業能力開発施設における職業訓練
 - ・高等技術校等を活用した職業、技術教育の実施
 - 技能の習得促進
 - 次世代の産業人材の育成

(2) 求職者の職業能力開発を通じた就職促進

・高等技術校等における離転職者向け職業訓練の実施

(3) 障がい者の職業能力開発

・ニーズに合わせた高等技術校等の訓練の実施

(4) デジタル人材の育成

- ・将来を担うIT人材の段階的な育成
- 県外IT人材の県内転職の促進
- ・デジタル利活用人材の育成

(5) 地域の伝統や人々の暮らしを支える技能・技術の継承

- ・次代の担い手確保に向けた島根の職人育成
- 職人技の魅力発信

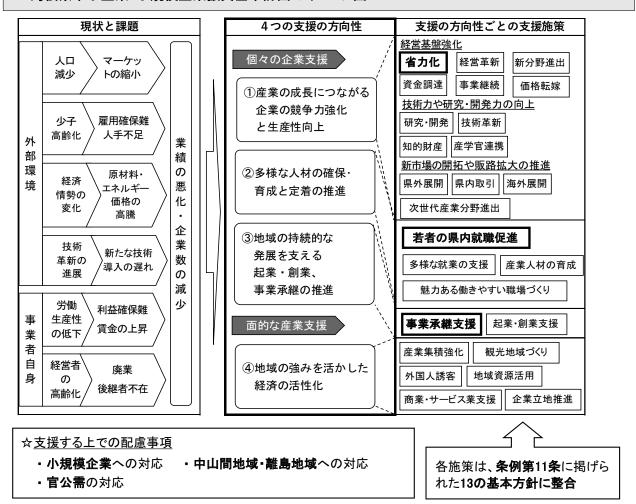
島根県中小企業・小規模企業振興基本計画(令和7年度~令和11年度)の概要

- **県内の中小企業は、**全企業数の99.9%、従業員数の91.3%(令和3年経済センサス)を占め、**県内の経済と雇用** の中心的な担い手であるとともに、地域社会を支え、県民生活の向上に貢献している重要な存在
- 平成27年12月に制定された**島根県中小企業・小規模企業振興条例**に基づき、中小企業・小規模企業に関する施 軍の**総合的かつ計画的な推進を図るため本計画を策定**
- 県では、中小企業・小規模企業を取り巻く環境を踏まえ、次の4つの支援の方向性のもと、企業の自律的な経営の ■ 確立と持続・成長・発展に向けた支援を展開

1. 令和6年度改定のポイント(直面する課題への対応として考慮すべきポイント)

- (1) 原材料・エネルギー価格高騰、物流2024年問題等の喫緊かつ新たな課題に対応するための、デジタル化等を含めた省力化支援の強化
- (2) 若年者の県外流出を防ぎ、定着を図るための、県内就職の促進
- (3) 親族や従業員の後継者の確保難に対し、第三者承継支援の強化

2. 島根県中小企業・小規模企業振興基本計画のイメージ図



3. 計画期間中の経営環境の変化に対応した支援のポイント(令和8年度~)

近年の中小企業・小規模企業を取り巻く環境は年々目まぐるしく変化するため、当計画では計画期間内で、短期(1~2年程度)で、「計画期間中の経営環境の変化に対応した支援のポイント」を追加設定し、その時々に合った中小企業の課題に柔軟に対応

第2期島根県未来投資促進基本計画の概要

第2期島根県未来投資促進基本計画は、地域未来投資促進法(「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(平成19年法律第40号))に基づき、本県の特性・強みである「機械金属関連産業」、「電気・電子関連産 業」、「食品関連産業」、「木材・住宅関連産業」、「繊維・資源循環関連製造業等」、「農林水産・運輸産業」、「情報関 「観光関連産業」「ヘルスケア関連産業」、「環境・エネルギー産業」分野において、成長性の高い新産業への 連産業」、 参入や生産性の向上による付加価値の創出を促し、地域経済への波及効果をもたらす取組を支援するものである。県、関係市 町村、学術機関、経済団体、産業支援機関が一体となり、推進していくための基本的な方向や方策を示している。

なお、本計画は、令和5年度に国が策定している「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」が改正さ れことに加え、平成29年度に策定した、島根県未来投資促進基本計画(前計画)の計画期間が令和5年度末に終了したことか ら、第2期と位置づけ、策定したものである(令和6年4月1日国同意)。

国 基 本 方 針



【都道府県】基本計画

- ○主な内容
- 対象となる区域(促進区域)
- ・経済的効果に対する目標
- ・地域の特性を活用する分野
- ・地域経済牽引事業の要件
- 事業環境整備の内容



【民間事業者等】地域経済牽引事業計画

- ○主な内容
- 事業の内容・実施期間
- ・地域経済牽引事業の要件への適合性
- ①地域の特性を活用する分野
- ②付加価値創出額
- ③地域の事業者に対する経済的効果

主な支援

①税制による支援措置

国税(法人) 建物等・機械装置 特別償却 20~35% 又は 税額控除 2~4%

県税 不動産取得税(土地、建物にかかるもの) 免除

固定資産税(構築物にかかるもの) 免除(3年間)

市町村税

固定資産税(土地、建物・付属設備にかかるもの) 免除又は不均一課税

②金融による支援措置

金融機関等からの借入れの際に、通常の保証限度額とは別枠で、信用保証協会による保証を受けることができる

農地転用/市街地調整区域の開発許可等の手続きに関する配慮がある

第2期島根県未来投資促進基本計画概要

前計画との変更点

・以前(H29~R5)の3つ計画(①成長ものづくりほか・②農林水産、③観光)を統合。国の基本的な方針の改正を踏まえ、 県が実施するGX・DX促進支援等の制度・事業環境整備項目を追加。

- ・高度な機械金属加工技術等をもつ製造業の集積を活かし、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を 進め、質の高い雇用を創出する。
- 豊富な観光資源や農林水産資源を活かした先進的な取組を支援し、他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう地域経 済の好循環を図る。

促進区域

経済的効果の目標

鳥根県全域

1件当たりの平均1.4億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を計画期間に30件創出し、これらの 事業が促進区域で1.2倍の波及効果を与え、促進区域で50億円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1:地域の特性を活用すること(①~⑩のいずれか)】 ①機械金属関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

- ②電気・電子関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③食品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ④木材・住宅関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤パルプ、繊維、エネルギー関連、資源循環関連製造業等の固有技術を活用した成長ものづくり分野
- ⑥豊富な農林水産物を活用した農林水産・地域商社分野・流通分野【統合・新設】
- ⑦情報関連産業の集積を活用したデジタル分野
- ⑧「ご縁」と「美肌」をキーワードに、島根の魅力ある観光資源を活用した観光分野【統合】
- ⑨医療・福祉関連製造業の固有技術や高齢者等の健康に関する情報を活用したヘルスケア分野
- ⑩島根県の恵まれた自然環境やエネルギー賦課量を活用した環境・エネルギー分野【新設】

【要件2:高い付加価値を創出すること】 ·付加価値増加分:3,913万円超

【要件3:いずれかの経済的効果が見込まれること】

●売上げ:8%増加 ●取引額:8%増加 ●雇用者数:11%もしくは5人増加

●雇用者給与等支給額:19%もしくは5百万円増加

<u>地域経済牽引支援機関</u>

(公財) しまね産業振興財団、島根大学、島根県立大学、松江工業高等専門学校、島根県立農林大学校、(公社)島根県観光連盟 等

制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設
- ・情報処理の促進のための環境の整備、事業者からの事業環境整備の提案への対応等

計画期間

計画同意の日から「令和10年度末日」